

岩手県告示第 414 号

平成 20 年 4 月 25 日付岩手県報第 10754 号登載保安林予定森林（平成 20 年岩手県告示第 357 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定によりその森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知する場合において、その権利者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林の権利者への通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所 一関市花泉町日形字中神 197 の 1
- (2) 権利者の氏名 日形振業合資会社

2 通知の内容を掲示した場所及び期間

- (1) 場所 一関市役所
- (2) 期間 平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 25 日まで